

- 
- 種 別 : 個人
  - 部 署 :
  - 役 職 : 公認会計士
  - 名 前 : 佐々木秀和
- 

■コメント:

この度、「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」に対するコメントの機会を頂きましたことに感謝致します。

当コメントが貴委員会における議論の一助となることを期待しております。

論点の項目	コメント
<b>【論点 1】金融商品会計の範囲</b>	
[論点 1-1]金融商品の定義等について	<p>以下の理由により、金融商品の定義について実質的に現行日本基準を変更する必要はないと考えるが、金融商品会計基準において包括的・抽象的な定義を行い、金融商品実務指針において具体的な項目を列挙した方が整然とする。</p> <p>①現行日本基準と国際的な会計基準との間で大きな差異はないと考えられる。</p> <p>②文言上、単純な金利スワップが約定時点においては金融商品に該当しないという読み方もできる等、国際財務報告基準の定義が特段優れた記述とは言えない。</p> <p>金融商品会計の範囲についても現行日本基準を大幅に変更する必要はないが、金融保証契約については何らかの検討が必要と考える（[論点 1-a]参照）。</p>
[論点 1-a]金融保証契約について	<p>特定の債務者が支払期限の到来時に債権の契約条件に従った支払ができなくなった場合に、保証者が債権者に対して損失を補填する契約（金融保証契約）については、債務保証、信用保険、クレジット・デフォルト・スワップ等の法的形式にかかわらず、金融商品会計において一律に規定することが望まれる。</p>
[論点 1-2]デリバティブの定義について	<p>デリバティブの定義方法について、デリバティブの特徴に焦点を当てる方法と商品名の列挙による方法との組み合わせによってデリバティブの範囲を定める現行日本基準は妥当である。</p> <p>但し、金融商品会計基準において包括的・抽象的な定義を行い、金融商</p>

	品実務指針において具体的な項目を列挙した方が整然とする。
<b>【論点 2】金融商品の測定</b>	
[論点 2-1]測定 区分の見直し	<p>保有目的に合致した会計処理は意思決定有用性に資すると考えられるため、保有目的によって金融商品を区分する現行日本基準を概ね支持する。但し、以下の変更が必要または望ましいと考える。</p> <p>①現行の規定は有価証券に焦点が当たっているが、金融商品をより包括的に取り扱う観点から、名称を「～投資」に変更する必要がある。</p> <p>②簡素化の観点から、満期保有目的投資の区分に貸付金及び債権を含めることが望ましい。</p> <p>③中長期的なキャピタル・ゲインの獲得を目的とする投資については、公正価値の変動が投資の成果を示すため、売買目的投資に区分して損益を認識すべきである。この場合、名称を「売却目的投資」とすることが望ましい。</p> <p>④その他有価証券の名称を「売却可能投資」とするのであれば、市場性がない金融商品が当該区分に含まれないこととなる。非上場株式等がどの区分にも該当しない状況は好ましくないため、他の区分に含めるか、独立の区分を設けるか、あるいは名称を「売却可能投資」以外のものとすべきである。</p> <p>なお、測定方法にもとづく区分を設けた上で、それぞれの区分に属する金融商品を主として保有目的により規定する方法は、実質的には保有目的による区分と等しいため、現行日本基準と同様に概ね支持する。</p>
[論点 2-a]投資 の性質による区 分について	<p>事業投資と金融投資による区分は一般的には合理性が高いと考えられるため支持し得る。但し、以下の問題点もある。</p> <p>①事業遂行上の制約の内容が不明確であり、例えば一定期間の売買を禁止する契約条項や市場流動性に対するポジションの大きさが事業遂行上の制約に該当するか否か分からない。</p> <p>②中長期的なキャピタル・ゲインの獲得を目的とした投資が事業投資と金融投資のいずれに区分されるのか不明確である。</p> <p>③金融機関等においては金融商品の取得、保有、売却そのものが事業の遂行に当たるため、事業投資と金融投資との区分が意味をなさないおそれがある。</p>

[論点 2-2] 公正価値オプション	公正価値オプションについては、ヘッジ会計の在り方とともに議論すべきである([論点 3-2][論点 3-4]参照)。
[論点 2-3] 保有目的区分の変更	<p>以下の理由により、保有目的の変更及びそれに伴う区分間の振替えは常に認めるべきである。</p> <p>①経営環境の変化や市場の動向等により投資の目的や戦略は変わり得るものであり、保有目的に合致した会計処理が意思決定有用性に資するとの立場からすれば、保有目的の変更を禁止するべきではない。</p> <p>②保有目的は経営者の意図であるから、保有目的に合致した会計処理が意思決定有用性に資するとの立場からすれば、保有目的の変更に経営者の恣意性が介在すること自体は問題ではない。問題は(a)真の保有目的と会計上の保有目的が乖離する可能性があること、及び(b)公正価値の動向を確認した後に遡及的に区分を変更することにより利益操作が行われるおそれがあることである。</p> <p>(a)について防止することは困難であるが、保有目的変更の内容と影響(売却目的に区分しつつ満期まで保有した場合や満期保有目的に区分しつつ売却した場合等の情報を含む)を開示することにより、運用方針の開示とも相俟って一定の抑止が働くと考え。なお、(a)は保有目的の変更を禁じても生じる問題である。</p> <p>(b)については、保有目的変更の意思決定を行う機関をあらかじめ明確にしておくとともに、外部への公表または監査人への報告を適時に行うことを求めること等で対応可能と考える。</p> <p>③「稀な場合」や「稀な状況」の判断は、経営とは直接関係のない政治的な意図が介入する余地が大きく、この様な規定を残せば財務会計全体への信頼性を著しく損なうおそれがある。</p>
[論点 2-b] テンディング・ルールについて	<p>満期保有目的投資からそれ以外の区分への振替を禁止しつつ、テンディング・ルールを廃止することには強く反対する。</p> <p>区分振替を禁止しつつテンディング・ルールを廃止した場合、クロス取引によって実質的に区分を振り替えようとする誘因が働く。この様な取引に要するコストは、経済全体として何ら利益とならない社会的損失である。会計基準がこの様な社会的損失の要因となることは避けるべきである。</p>

[論点 2-4]減損処理の取扱い	<p>金融商品の測定方法は、当該金融商品からの収益獲得方法を反映しているはずであるから、減損損失または貸倒引当金の測定方法は、対象となる金融商品の測定方法・測定区分との対応関係を保持すべきである。すなわち、満期保有目的の有価証券については、可能な限り貸付金等と同様の方法によって貸倒引当金や減損損失を認識・測定すべきである。この場合、満期保有目的の有価証券の公正価値は、貸倒リスクを評価する際の参考情報あるいは減損の兆候の一つと位置付けられる。</p>
[論点 2-c]貸倒実績率法について	<p>貸倒実績率法について、債権の回収期間に渡る貸倒損失全体を分子とすることは妥当でないため、修正を検討すべきである。</p> <p>合理的な取引において、契約上の利回りは以下の構成要素から成ると考えられる。</p> <p>(a)リスク・フリー・レート  (b)調達コスト(aを除く)、経費及び適正利益率  (c)契約当初の期待損失率(1年間)</p> <p>従って、少なくとも契約時点における信用コストは利鞘(c)によってカバーされるはずであるところ、将来の受取利息は資産/収益に計上せず、将来の貸倒見積額の全てを資産控除/損失に計上する現行基準では期間損益を歪めるおそれがある。保守主義の観点から、利鞘によってカバーされる部分についても貸倒引当金を計上することに一定の妥当性はあるものの、回収期間の全体について適用することは過度な保守主義であり、特に残存期間が長期である債権については合理的とはいえない。</p> <p>一方、銀行等において容認されているいわゆる「1-3年基準」(正常先債権及びその他要注意先債権は今後1年間、要管理先債権は今後3年間の予想損失額を見込んでいる場合に妥当とする方法)では、契約後の期待損失率の変化を十分に反映しきれないおそれが残る。</p> <p>解決方法としては例えば以下のような方法が考えられるが、どの様な方法が適切であるかという点も含め現行基準の修正を検討すべきである。</p> <p>①償却原価法を廃止し、DCF法により債権を評価する方法。この場合、貸倒損失を将来キャッシュ・フロー見積額に反映して割引率を(a+b)とするか、あるいは将来キャッシュ・フロー見積額には反映させずに割引率を(a+b)に各期末時点における期待損失率を加えたものとする。割引率に当初契約時の利回り(a+b+c)を使用することは、実務上の簡便法として容認の余地はあるものの理論的ではない。(※)</p>

	<p>②契約当初の期待損失率(c)と各期末時点における期待損失率との差に、債権の回収期間を乗じたものを貸倒引当率とする方法。①の方法と比較すると理論的ではないが、より実務的であるとともに、現行基準の問題点は大きく改善されるものと考えられる。</p> <p>(※)DCF法を採用する場合には以下に示す異なる2つの考え方により償却原価法は廃止すべきと考える。</p> <p>一つ目は、受取利息と評価損益を区別する必要性は乏しいとの考えによるものである。期末毎にDCF法を適用した場合、償却原価は実質的には債権に係る損益を受取利息と評価損益に区分する役割しか果たさないこととなるが、いずれも財務損益として認識されるのであれば両者を区別する意義は乏しいと考えられる。</p> <p>二つ目は、受取利息と評価損益を区別することに意義はあるが、償却原価法を用いる必要はないとの考えによるものである。例えば、将来キャッシュ・フロー見積額や割引率等の前提を変えず、時間だけが経過したとみなした場合の割引現在価値によって、受取利息と評価損益を区分することも考えられる。同一の債権に償却原価法とDCF法という2つの評価方法を適用するよりも、1つの評価方法(DCF法)において2つの前提条件を用いる方が会計基準の簡素化の観点からも、実務上の負担の観点からも望ましいのではないかと考えられる。</p>
[論点 2-5]複合金融商品の区分処理	コンバージェンスの観点から国際的な会計基準に合わせるべきである。
<b>【論点 3】ヘッジ会計</b>	
[論点 3-1]ヘッジ会計の意義	特段なし。
[論点 3-2]ヘッジ会計の方法	<p>簡素間の観点から、公正価値ヘッジと公正価値オプションは統合すべきと考える。</p> <p>経済的実態を財務諸表に忠実に反映させるため、特例処理及び振当処理は存続させるべきであると考ええる。</p> <p>現行基準の特例処理や振当処理が適用される取引の多くは、経済的な実態として一体で処理すべき取引であると考えられる。但し、例えば相手先が同一であることを要求する等、要件をより厳格にすることは妥当である。</p>
[論点 3-3]ヘッジ会計の簡素化の可能性	ヘッジ会計は複雑であるが、それは経済的実態を財務諸表に忠実に反映するために必要な複雑性であると考ええる。

	<p>ヘッジ指定解除については金融商品の区分変更と整合的であるべきである。すなわち、区分間振替を常に認めるべきとの立場からは、ヘッジ指定を解除した場合にはヘッジ会計を中止すべきである（[論点 2-3]参照）。但し、区分間振替が禁止されるのであれば、ヘッジ指定解除をヘッジ会計中止の要件から除外すべきである。</p>
[論点 3-4] 包括ヘッジ	<p>経済的実態を財務諸表に忠実に反映させるため、経営上、経済的エクスポージャーをポートフォリオ・ベースで明示的に管理しているのであれば、ポートフォリオについて包括ヘッジを適用することを認めるべきであると考え。さらに、資産及び負債のネット・ポジションについてリスクを管理しているのであれば、ネット・ポジションについて包括ヘッジを適用することを認めるべきであると考え。</p> <p>この様な取り扱いが財務諸表作成者、利用者及び監査人に対して規律を維持するための複雑性をもたらすとしても、ポートフォリオ・ベースやネット・ポジションでのリスク管理を行う企業は、高度かつ複雑な管理手法に長けていると想定されるため、複雑性自体が問題とはならないと考えられる。</p>
[論点 3-5] ヘッジ会計に関連する開示	<p>コンバージェンスの観点から国際的な会計基準に合わせるべきである。</p>

#### 【付記】

我が国における考え方を整理し、国際的な議論へ積極的に意見発信を行おうとする考え方には大いに賛同致しますが、同時に国際的な議論における現実的な方向性を見据えた上で、の議論や少数意見を踏まえた議論も重要と考えます。

あくまでも印象の問題かもしれませんが、今回の「論点整理」は貴委員会の主張が強調されていた様に感じます。活発な議論を喚起するため、「論点整理」においてはより中立的な記述が望ましいのではないのでしょうか。

また、何をもち中立的とするかにつきましては、コンバージェンスが推し進められる現状においては、意見が合致しているか否かにかかわらず、国際的な会計基準の動向を中心に据えることが中立的であると考えます。